

第6章 介護保険事業の見込みと介護保険料

1 介護保険事業の見込量推計と保険料設定の流れ

第6期の介護保険事業の見込量及び第1号被保険者の介護保険料については、国から配布された「第6期介護保険事業計画用ワークシート」を使用して推計を行いました。

①被保険者数

第1号被保険者数（65歳以上）・第2号被保険者数（40～64歳）について、平成27年度～29年度の推計を行いました。

②要介護・要支援認定者数

被保険者数に対する要介護・要支援認定者数（認定率）の動向等を勘案して、将来の認定率を見込み、平成27年度～29年度の要介護・要支援認定者数を推計しました。

③施設・居住系サービスの量

要介護・要支援認定者数の見込み、施設・居住系サービスの整備方針を踏まえるとともに、これまでの給付実績を分析・評価して、施設・居住系サービス量を推計しました。

④在宅サービス等の量

地域密着型サービスの整備計画や、これまでの給付実績を分析・評価して、見込量を推計しました。

⑤地域支援事業に必要な費用

介護予防事業費（介護予防・日常生活支援総合事業費）、包括的支援事業費、任意事業費を見込み、地域支援事業に係る費用を推計しました。

⑥第1号被保険者の介護保険料の設定

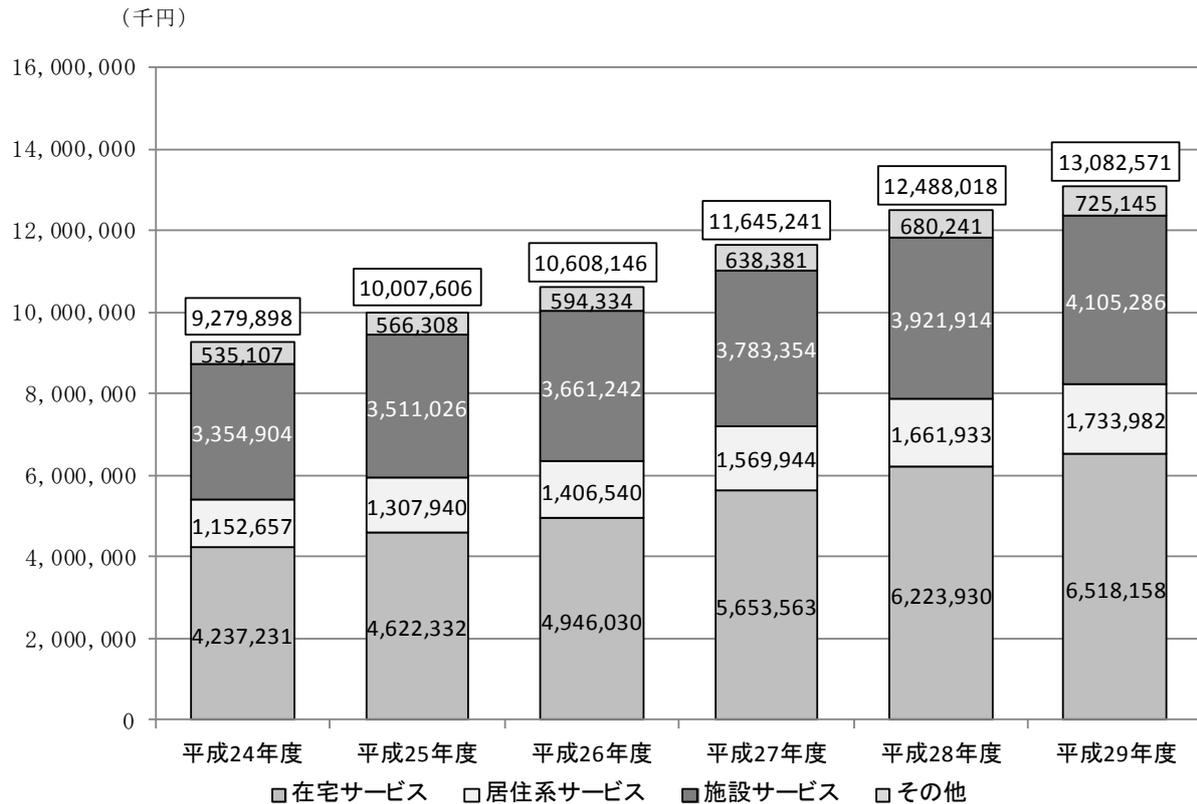
介護保険の運営に必要な③～⑤の費用や被保険者数の見込みとともに、第6期の第1号被保険者の介護保険料を設定しました。

2 介護保険事業の見込量推計

(1) 保険給付費の推移と推計（試算）

認定者数の増加等に伴い、保険給付費は平成25年度の約100億800万円から、平成29年度には約130億8,300万円にまで増加するものと見込まれます。

■ 保険給付費の推移と推計（試算）



| | 第5期実績 | | | 第6期推計 | | |
|---------|-----------|------------|-------------|------------|------------|------------|
| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度(見込み) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 在宅サービス | 4,237,231 | 4,622,332 | 4,946,030 | 5,653,563 | 6,223,930 | 6,518,158 |
| 居住系サービス | 1,152,657 | 1,307,940 | 1,406,540 | 1,569,944 | 1,661,933 | 1,733,982 |
| 施設サービス | 3,354,904 | 3,511,026 | 3,661,242 | 3,783,354 | 3,921,914 | 4,105,286 |
| その他 | 535,107 | 566,308 | 594,334 | 638,381 | 680,241 | 725,145 |
| 合計 | 9,279,898 | 10,007,606 | 10,608,146 | 11,645,241 | 12,488,018 | 13,082,571 |

※ 予防サービスを含みます。

※ その他：審査支払手数料、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費

※ 端数処理により、一部の計が一致しません。

(2) 地域支援事業費の推移と推計（試算）

地域支援事業については、新しい総合事業の実施開始時期を平成29年4月と想定し、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の移行による事業費の増加分を見込みます。

■地域支援事業費の推移と推計（試算）

（単位：千円）

| | 第5期実績 | | | 第6期推計 | | |
|-----------------------------|------------|------------|---------------------|------------|------------|------------|
| | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 (見込み) | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 |
| 介護予防事業 (介護予防・日常生活支援総合事業) | 59,929 | 73,687 | 79,442 | 102,938 | 105,396 | 448,435 |
| 包括的支援事業・任意事業 | 170,105 | 173,634 | 181,395 | 199,756 | 209,256 | 237,756 |
| 地域支援事業合計 | 230,034 | 247,321 | 260,837 | 302,694 | 314,652 | 686,191 |

3

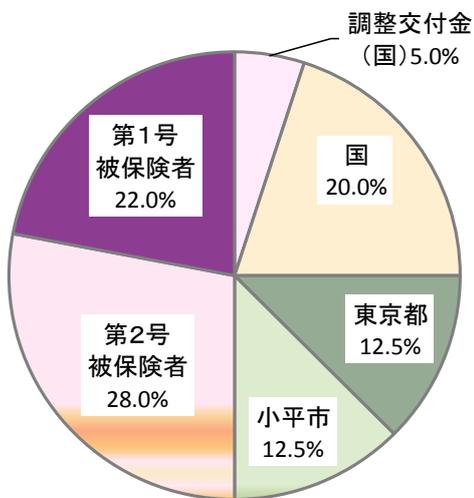
介護保険料

(1) 介護保険の財源

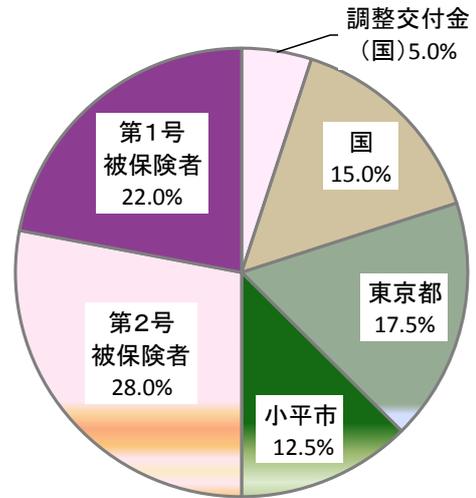
介護保険の財源は、第1号被保険者の保険料のほか、第2号被保険者の保険料、国・東京都・小平市の負担金、国の調整交付金によって構成されます。

介護保険の財源構成

居宅給付費

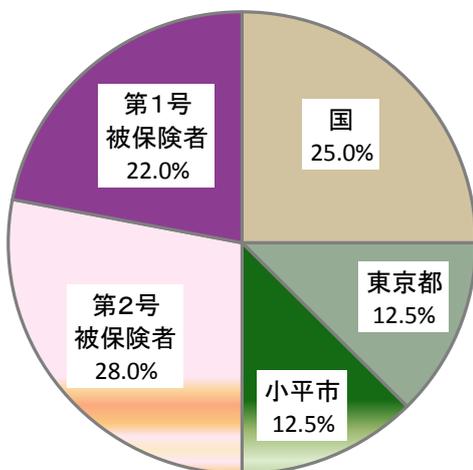


施設等給付費

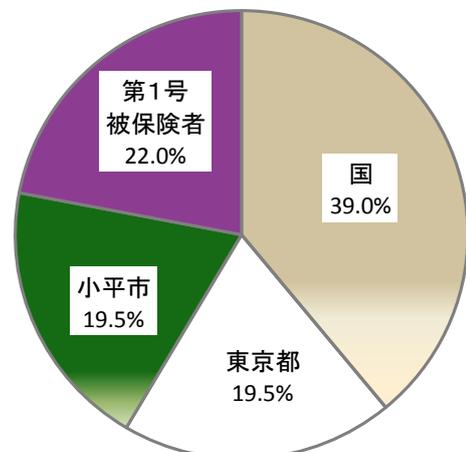


地域支援事業の財源構成

介護予防事業 (介護予防・日常生活支援総合事業)



包括的支援事業・任意事業



(2) 介護保険料算出の手順

① 保険給付費の算出

平成27～29年度における保険給付費を算出します。

(124ページ参照)

② 地域支援事業費の算出

平成27～29年度における地域支援事業費を算出します。

(125ページ参照)

③ 保険料収納必要額の算出

(ア) 第1号被保険者負担分相当額の算出

平成27～29年度における第1号被保険者負担分相当額は①と②の合計金額の22%となります。

(イ) 調整交付金不足分の算出(試算)

調整交付金は、各市町村間における第1号被保険者のうち、75歳以上の方の割合及び所得段階別割合の格差による、介護保険財政の不均衡を是正するため交付されます。小平市においては、過去の実績から、平成27～29年度の調整交付金交付割合が4.28%になると推計しています。従って、調整交付金負担分の5%から4.28%を引いた0.72%分が調整交付金不足分となり、第1号被保険者の保険料でまかなうこととなります。

(ウ) 介護給付費等準備基金取崩額の算出

介護給付費等準備基金とは、各計画期間における保険料の剰余分を積み立て、当該及び次期計画期間において、保険料の不足分に充てるために活用する基金です。

安定的な財政運営を行うための適正な基金残高水準を検討し、第6期計画期間(平成27～29年度)では、その水準を超える額を取り崩します。

(エ) 保険料収納必要額の算出

(ア)～(ウ)の数字を基に保険料収納必要額を算出します。

| | | | | | |
|----------------------|---|------------------|---|-----------------------|----------|
| (ア) 第1号被保険者 負担相当額 | + | (イ) 調整交付金 不足分 | - | (ウ) 介護給付費等 準備基金取崩額 | |
| | | | | = | 保険料収納必要額 |

④ 予定保険料収納率の設定（試算）

平成27～29年度の予定保険料収納率は、98.0%を見込んでいます。

⑤ 第1号被保険者数の推計（試算）

介護保険料を負担する第1号被保険者数を推計し、所得段階別の加入割合を勘案し補正します。

【所得段階別加入割合による第1号被保険者数の補正】

| 区分 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 合計 |
|-------------|---------|---------|---------|----------|
| 第1号被保険者数 | 42,237人 | 43,004人 | 43,621人 | 128,862人 |
| 補正 第1号被保険者数 | 44,031人 | 44,832人 | 45,475人 | 134,338人 |

※ 「補正 第1号被保険者数」とは、基準所得段階（第5段階）人数に換算すると何人分に相当するかを表しています。

⑥ 第1号被保険者の保険料基準額（年額・月額）の算出

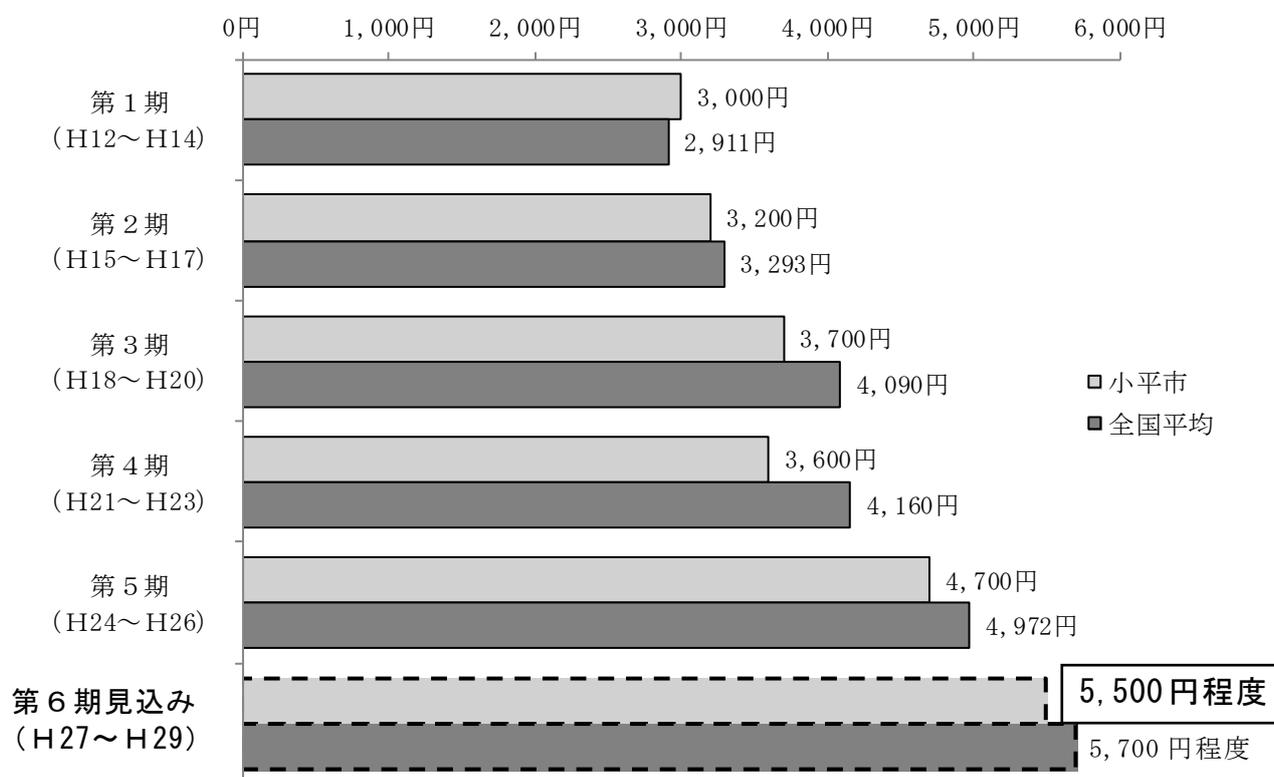
保険料収納必要額を予定保険料収納率と所得段階別加入割合補正後の第1号被保険者数で除算し、保険料基準額（年額）を算出します。

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{保険料基準額 (年額)}} = \boxed{\text{③ 保険料 収納必要額}} \div \boxed{\text{④ 予定保険料 収納率}} \div \boxed{\text{⑤ 所得段階別 加入割合補正後 被保険者数}} \\
 \boxed{\text{保険料基準額 (月額)}} = \boxed{\text{保険料基準額 (年額)}} \div \boxed{\text{12か月}}
 \end{array}$$

(3) 第1号被保険者保険料（試算）

① 保険料基準月額（試算）

第6期（平成27～29年度）の保険料は、保険給付費等の増加により、上昇する見込みです。



| | 小平市 | 全国平均 |
|-------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 第1期（平成12～14年度） | 3,000円 | 2,911円 |
| 第2期（平成15～17年度） | 3,200円 | 3,293円 |
| 第3期（平成18～20年度） | 3,700円 | 4,090円 |
| 第4期（平成21～23年度） | 3,600円 | 4,160円 |
| 第5期（平成24～26年度） | 4,700円 | 4,972円 |
| 第6期見込み （平成27～29年度） | 5,500円程度 （※1） | 5,700円程度 （※2） |

※1 最終的に保険料は、①介護報酬改定の影響、②介護給付費等準備基金の取り崩し、③利用料の2割負担等の影響などを踏まえて算定します。

※2 資料：第6回社会保障制度改革国民会議「社会保障に係る費用の将来推計について」

② 公費による低所得者の保険料軽減の強化

高齢化の進行等に伴う介護ニーズの増大により介護保険料の上昇が続く中、給付費の5割の公費負担に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料軽減の割合を拡大します。費用については、国が1/2、都が1/4、市が1/4を負担します。

③ 所得段階の設定

より所得に配慮した設定とするため、第5期（平成24～26年度）の14段階（特例段階を含めると16段階）からの見直しを検討します。

④ 2025年の保険料推計（試算）

国では、2025年の介護保険料（全国平均）を8,200円と推計しています。

小平市においても、現段階（平成26年10月）で国のワークシートを使用し、2025年の介護保険料を自然体推計により算出すると、基準月額は8,000円を超える見込みとなります。

4

介護保険サービスの円滑な推進

(1) 低所得者への配慮

介護保険制度における低所得者対策は、制度の枠組みの中で、介護保険料の所得段階別徴収、高額介護（予防）サービス費の支給、高額医療合算介護（予防）サービス費の支給、特定入所者介護（予防）サービス費の支給が設定されています。

また、負担軽減のための低所得者対策として、国・都制度としての生計困難者を対象とした介護保険サービス利用料の軽減や、小平市独自の低所得者対策としての介護保険料の減免、通所介護等の食費の助成事業を実施しています。

① 介護保険サービス提供事業者による生計困難者に対する利用者負担軽減事業（国・都制度）

市民税非課税世帯で収入及び預貯金額等が一定の要件に該当する方について、介護保険サービス利用料の軽減を図ります。軽減される費用は、介護費・食費・居住費（滞在費）の自己負担額の一部です。

| 実績と方向性 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 方向性 |
|--------|--|--|-----|
| | 対象事業者数 16 事業者 認定証交付者 21 人 | 対象事業者数 12 事業者 認定証交付者 15 人 | 継 続 |

② 生計困難者に対する介護保険料減免事業（市単独事業）

市民税非課税世帯で収入及び預貯金額等が小平市の定める要件に該当する方について、介護保険料の負担の軽減を図ります。

| 実績と方向性 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 方向性 |
|--------|--------------|--------------|-----|
| | 減免人数 29 人 | 減免人数 26 人 | 継 続 |

③ 通所介護等利用者助成事業（市単独事業）

介護保険の通所介護等サービスの利用者で市民税非課税世帯に該当する方について、サービス利用の促進を図るため、食費の一部を助成します。

| 実績と方向性 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 方向性 |
|--------|---------------|---------------|-----|
| | 受給者数 863 人 | 受給者数 908 人 | 継 続 |

(2) 認定審査

被保険者が介護保険サービスを利用するためには、あらかじめ要介護等の認定を受けることが必要です。この認定は、介護サービスの必要度を判断する最も基礎となるものであり、要介護者・要支援者の自立を支援するために、客観的で適正な認定が行われる必要があります。

認定の申請を行うと、被保険者は認定調査を受け、この調査の結果と主治医意見書に基づき、市長が委嘱した保健・医療・福祉の学識経験者により構成する「小平市介護認定審査会」が要介護状態区分についての審査・判定を行った後、小平市が認定することになります。

① 認定調査の公正性・公平性の確保と認定調査員の質の向上

小平市の認定調査は、市職員を中心に、市が委託する居宅介護支援事業所、介護保険施設のケアマネジャーが実施しています。この認定調査は、審査・判定に密接に関係することから、各調査員に対して、東京都や小平市が研修・個別指導を実施し、一層の公正性・公平性の確保に努めます。

② 認定の迅速性の確保

要介護等認定における審査・判定は、6合議体45名の介護認定審査会委員が行っています。小平市は、訪問調査、主治医意見書の取得、介護認定審査会の審査・判定、申請者への認定結果通知等一連の事務を行います。要介護認定については、関係機関の協力を得ながら、申請受付から認定結果通知までの期間短縮、迅速化を図り、早期の認定に努めます。

第7章 計画の推進体制

1 計画推進体制の整備

(1) 計画の進行管理

小平市介護保険運営協議会

保健・医療・福祉の関係者、介護サービス等の事業者、介護保険の被保険者、権利擁護・相談事業等を担う関係者、学識経験者等により構成される「小平市介護保険運営協議会」において、以下の項目について協議・検討を行い、介護保険制度の円滑な運営を図ります。

- ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進行管理に関する事
- ・地域包括支援センターに関する事
- ・地域密着型サービスに関する事
- ・その他介護保険事業の運営に関する事

会議は、互選により選出された会長のもと、年4回程度開催され、合議制によって運営されます。小平市は、その事務局としての役割を担います。

2 関係機関等との連携

高齢者保健福祉及び介護保険事業の円滑な推進を図るため、社会福祉協議会、小平市シルバー人材センター、小平市医師会、東京都小平市歯科医師会、小平市薬剤師会、東京都多摩小平保健所等との連携・協力関係を維持してまいります。

また、市内で活動するNPO、ボランティアサークル等の市民団体、自治会、高齢クラブ等の組織、協力関係にある民間企業等との連携・協働を推進してまいります。

さらに、地域全体で高齢者を支えていくために、様々な担い手同士をつなぐための会議などを開催し、情報共有と連携を推進してまいります。

① 地域ケア会議の推進（62ページ再掲）

② 介護サービス事業所連絡会の開催（112ページ再掲）

3

国・東京都への要請

介護保険においては、サービス提供側の事業者が、経済・社会の変化により、介護に関わる人材を確保することが難しくなっている状況にあります。

今後も、より一層利用者のニーズに応じた十分なサービスの供給が確保されるよう、国、東京都へ働きかけ等を行っていきます。

その他、社会福祉の根幹的な制度の充実、広域的対応が必要な課題への取り組みや財政支援等については、国や東京都に対して積極的に要請していきます。

資料編

1 小平市介護保険運営協議会設置要綱

2 小平市介護保険運営協議会委員名簿

3 小平市介護保険運営協議会の検討経過

**4 小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
策定調整会議設置要綱**

**5 小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
策定調整会議名簿**

**6 小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
策定調整会議の検討経過**

7 市民懇談会等

8 用語解説
